

# 林野火災 注意報・警報

令和8年1月1日運用開始

対象期間は毎年1月1日から5月31日まで

## 林野火災注意報

## 林野火災警報

### 発令 基準

以下の①又は②のいずれかの条件に該当する場合

①前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下

②前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表

注) 当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合等を除く。

林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表された場合

### 火の使 用制限

#### 努力義務

山や森林を火災から守るためにご協力をお願いします。

#### 義務

罰則有り

注意報・警報が発令された場合、以下のとおり火の使用が制限されます。

- ・山林、原野等において火入れをしないこと。
- ・煙火を消費しないこと。
- ・屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- ・屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙しないこと。
- ・残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

# たき火に該当する具体的な行為について

消防法令上、たき火は「火の持つ本来の効用を利用するが、火を使用する設備器具を用いないで、又はこれらの設備器具による場合でもその本来の使用方法によらないで、火をたく形態一般」のことをいいます。

最終的には、個別具体的な判断が必要となるものですが、大まかには以下のようなイメージで整理しています。

## ×たき火に該当すると考えられる行為（イメージ）



## ○たき火に該当しないと考えられる行為（イメージ）

